

# 再エネ自給率見える化システム利用規約（法人向け）

## I 総 則

### 第1条（適用）

1. この「再エネ自給率見える化システム利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「当社」といいます。）が、クラウド型のウェブシステムである「再エネ自給率見える化システム」（以下「本システム」といいます。）を用いて提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する諸条件を定めるものです。
2. 本規約は、当社と契約者との間の本サービスの利用に関する契約（以下「利用契約」といいます。）に適用します。
3. 当社が本サービスの利用に関する関連規約（以下「関連規約」といいます。）を別途定める場合は、関連規約も本規約の一部を構成し、契約者は、関連規約を利用契約の内容とすることに合意するものとします。なお、本規約と関連規約が矛盾または抵触する場合、関連規約を優先して適用します。
4. 当社の託送供給等約款に定めるところにより本規約と異なる取扱いを要することとなった場合は、託送供給等約款の定めるところによる取扱いを優先します。

### 第2条（本規約の変更）

当社は、民法第548条の4にもとづいて本規約（関連規約を含みます。以下同じ。）を変更することがあります。この場合、当社は、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、当社ウェブサイト（<https://powergrid.chuden.co.jp/>）に掲載することにより契約者にお知らせいたします。

### 第3条（定義）

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用します。なお、本規約において定義がされていない言葉は、当社の託送供給等約款と同じ意味を有するものとします。

#### (1) 契約者

本規約にもとづいて当社と利用契約を締結する法人をいいます。

#### (2) 利用者

契約者の職員その他の関係者のうち、契約者が本サービスの利用を許可した者をいいます。

#### (3) システムサーバー

当社が本サービスを提供するために用いるクラウドサーバーをいい、当社はこのサーバー内に本サービスに関するアプリケーションおよびデータベースを設置します。

- (4) サービス設備  
当社が本サービスを提供するために用いるシステムサーバー、電気通信設備その他一切の設備・機器等をいいます。
- (5) アカウント  
利用者がウェブブラウザ上で本サービスを利用するための権利をいいます。
- (6) ユーザーID  
当社が利用者による本サービスの利用にあたってアカウントを識別するために契約者に発行する符号をいいます。
- (7) 特定地域  
当社が定める市町村コードまたは郵便番号により特定される契約者の行政区域の全部または一部の地域をいいます。
- (8) 特定グループ  
複数の需要場所から構成され、再エネ自給率見える化の対象となる単位で、あらかじめ契約者が供給地点番号により特定するものをいいます。
- (9) 指定エリア  
契約者が再エネ自給率見える化の対象として指定する特定地域または特定グループをいいます。
- (10) 再生可能エネルギー電気  
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 2 条第 1 項に定める再生可能エネルギー電気をいいます。

## II 契約の申込み

### 第 4 条（利用契約の申込み）

1. 本サービスの利用を希望する者は、本規約を承諾のうえ、当社所定の手続により当社に利用契約の申込みをしていただきます。なお、利用契約の申込みの際し、本サービスの利用目的を記載いただきますが、脱炭素社会の実現に向けた節電の促進、エネルギー自給率の改善またはこれらに類する目的であると当社が認めるものに限り本サービスの利用を認めます。
2. 契約者は、前項の申込みにあたり、本サービスの利用に必要な当社所定の情報を当社に提供するものとします。

### 第 5 条（利用契約の成立）

1. 利用契約は、当社が前条第 1 項の申込みを承諾したときに成立します。
2. 当社は、前条第 1 項の申込みを承諾したときは、すみやかに契約者にユーザーID を発行します。契約者は、ユーザーID の発行後から本サービスを利用することができます。

3. 当社は、前条第 1 項の申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合その他のやむを得ない場合には、利用契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。
  - (1) 申込みにあたって当社に虚偽の事実を申告したとき
  - (2) 過去に当社との契約（利用契約に限られません。）に違反したことがあるとき
  - (3) 違法または公序良俗に反する目的または態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
  - (4) 違法な行為を構成しまたは助長するおそれがあるとき
  - (5) 当社または本サービスの信用を毀損するおそれがあるとき
  - (6) その他、正当な理由があるとき

#### **第 6 条（利用契約の契約期間）**

利用契約の契約期間は、次によります。

- (1) 4 月 1 日から 9 月末日までの間に新たに利用契約が成立したときの契約期間は、利用契約が成立した日から翌年 3 月末日までとします。
- (2) 10 月 1 日から翌年 3 月末日までの間に新たに利用契約が成立したときの契約期間は、利用契約が成立した日から最初に到来する 9 月末日までとします。
- (3) 契約期間満了の 1 か月前までに利用契約の終了の申し出がない場合は、利用契約は、契約期間満了後も 6 か月ごとに同一条件で継続されるものとします。

#### **第 7 条（契約およびアカウントの単位）**

1. 当社は、1 法人単位につき 1 利用契約を締結します。
2. 当社は、1 契約者につき 1 アカウントとし、1 アカウントにつき 1 ユーザー ID を発行します。

#### **第 8 条（利用契約の変更）**

1. 契約者は、第 4 条第 1 項の申込みの内容に変更が生じた場合は、すみやかに当社に申し出るものとし、この場合、契約者には、当社の指示に従って変更の手続きをしていただきます。
2. 前項の場合、当社が利用契約の変更を承諾したときに利用契約は変更されるものとします。

### Ⅲ サービスおよび料金

#### 第9条（本サービスの目的等）

1. 本規約において、「再エネ自給率見える化」とは、本システムにおいて、次の事項を含む電力需給状況および気象情報等の情報を表示・更新することをいい、「本コンテンツ」とは、当社が再エネ自給率見える化の対象とする情報の全部または一部をいいます。
  - (1) エリア内負荷  
指定エリア内の需要者（ただし、一部の需要者を含みません。以下同じ。）に係る1時間ごとの使用電力量の総量をいいます。
  - (2) エリア自給量  
指定エリア内の太陽光発電・水力発電・バイオマス発電・風力発電等の再生可能エネルギー電気の1時間ごとの電力量の総量をいいます。
  - (3) エリア外輸出量  
エリア内負荷に比して余剰となったエリア自給量を示す数値で、エリア自給量がエリア内負荷を超えるとときのエリア自給量からエリア内負荷を控除した値をいいます。
  - (4) 受電量  
エリア内負荷に比してエリア自給量が不足する電力量を示す数値で、エリア自給量がエリア内負荷に満たないときのエリア内負荷からエリア自給量を控除した値をいいます。
  - (5) エリア自給率  
エリア内負荷に占めるエリア自給量の割合を示す数値で、エリア自給量（ただし、エリア自給量がエリア内負荷を超えるとときはエリア内負荷の値とします。）をエリア内負荷で除して100を乗じた値をいいます。
2. 本サービスは、当社が本システムを用いて再エネ自給率見える化を行い、利用者が本システムを通じて本コンテンツを入手できるようにすることを目的としています。なお、本サービスの内容・範囲は、契約者との契約内容により異なることがあります。
3. 本サービスは、利用者または契約者の住民等の契約者以外の者に対していかなるサービスも提供するものではありません。
4. 本コンテンツは、スマートメーターの計量値を集計した統計情報により、指定エリアに含まれる需要者や発電者等の集団の1時間ごとの傾向を数量的に示すものです。スマートメーターで計量できない電力量等は、本コンテンツに含まれません。
5. 指定エリアによって特定の需要者または発電者との対応関係が排斥されないおそれがある場合には、再エネ自給率見える化はされません。
6. 本サービスの詳細および注意事項等は、当社ウェブサイト (<https://powergrid.chuden.co.jp/>) をご参照ください。

## 第 10 条（利用料金）

本サービスの利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）は、当社所定の料金表により当社と契約者が別途合意する金額に消費税相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とします。

## 第 11 条（料金算定期間）

1. 料金算定期間は、利用契約の契約期間とします。
2. 当社は、次の場合は、利用料金の算定にあたり、月割計算を行います。
  - (1) 4月1日から9月末日までの間に新たに利用契約が成立したときは、利用契約が成立した日の属する月から9月までの月数により、利用料金の月割計算を行います。
  - (2) 10月1日から翌年3月末日までの間に新たに利用契約が成立したときは、利用契約が成立した日の属する月から最初に到来する3月までの月数により、利用料金の月割計算を行います。
3. 料金算定期間の途中で利用契約が終了した場合であっても、利用料金の日割計算または月割計算は行わないものとします。

## 第 12 条（利用料金の支払い）

1. 契約者は、当社に対し、次の支払期日までに、料金算定期間の利用料金を一括で支払うものとします。ただし、支払期日が金融機関の休業日の場合は、その直前の金融機関の休業日でない日を支払期日とします。
  - (1) 新たに本サービスの利用を開始するときは、当社の指定する期日
  - (2) (1)以外のときは、料金算定期間の開始日の5営業日前
2. 利用料金は、当社の指定する銀行口座への振込み等によりお支払いいただきます。なお、利用料金の支払いにともなう費用は、契約者の負担とします。
3. 利用料金が支払期日までに支払われない場合は、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、利用料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年10パーセント（年365日の日割計算とします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。なお、消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

## IV サービスの利用

### 第 13 条（利用環境の整備等）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、自己の責任と費用負担で、本サービスの利用に必要な情報通信機器、ソフトウェアおよび情報通信環境等を整備するものとします。なお、本サービスが対応するウェブブラウザは、Microsoft Edge または Google Chrome ですが、契約者または利用者の端末において本システムが正常に動作することを保証するものではありません。
2. 本サービスの利用に必要な一切の通信費（通信料およびインターネット接続料を含みます。）は、契約者の負担とします。
3. 本サービスの利用は、日本国内に限ります。

### 第 14 条（利用者による本サービスの利用）

1. 当社は、本規約に定める範囲において、契約者に対し、契約者が利用者に本サービスを利用させることを許諾します。なお、利用者の人数に制限はありません。
2. 当社は、利用者による本サービスの利用はすべて契約者による利用とみなします。
3. 契約者は、利用者の行為について一切の責任を負うものとします。また、契約者は、利用者に対し、本規約の定めおよび本サービスの利用方法等を周知し、それらを遵守させるものとします。
4. 契約者は、利用者が本規約に違反し、またはそのおそれがあると判断した場合は、ただちにその旨を当社に報告するとともに、自己の責任で利用者による本サービスの利用を中止等させるものとします。
5. 契約者は、自己の責任と費用負担で、本サービスの利用方法等に関する利用者からの問い合わせ等に対応するものとします。

### 第 15 条（ユーザーID およびパスワードの管理）

1. 契約者は、ユーザーID とそのパスワードを自己の責任で管理し、第三者（利用者を除きます。以下、本条において同じ。）に開示または漏えいしてはならないものとします。
2. 契約者は、いかなる場合にも、ユーザーID およびそのパスワードを第三者に譲渡、貸与し、または第三者と共用することはできません。
3. 当社は、ユーザーID とそのパスワードがアカウントの登録情報と一致した場合には、そのアカウントの契約者による利用とみなします。この場合に契約者に損害が生じたとしても、当社は、当社の責めとなる理由により契約者のユーザーID またはそのパスワードが流出した場合を除き、一切の責任を負いません。

4. 契約者は、ユーザーID もしくはそのパスワードが第三者に漏えいし、または第三者により不正に使用された疑いが生じた場合には、ただちに当社に連絡するものとします。この場合、当社は、そのアカウントによる本サービスの利用を停止することができ、これにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### **第 16 条（特定グループの組成）**

1. 特定グループを指定エリアとするには、あらかじめ当社所定の様式により当社に特定グループの組成の申込みをしていただく必要があります。
2. 契約者は、前項の申込みにあたり、契約者を需要者または発電者とする需要場所および需要者または発電者の承諾を得た需要場所の供給地点番号に限り、特定グループに含めることができます。
3. 特定グループの組成には、当社所定の審査があります。当社は、特定の需要者または発電者との対応関係が排斥されないおそれがある場合、その他当社が不適当と判断した場合には、特定グループの組成をお断りすることがあります。

#### **第 17 条（地域住民等への本コンテンツの開示）**

1. 契約者は、契約者が特定の地方公共団体から要請を受けて当該地方公共団体の行政区域における節電の促進、エネルギー自給率の改善またはこれらに類する目的に利用する場合に限り、本コンテンツを当該地方公共団体の地域住民等へ開示することができます。
2. 前項の本コンテンツの開示により契約者または地域住民等に損害が生じた場合であっても、当社は、その損害について一切の責任を負いません。
3. 当社は、本コンテンツについて、地域住民等からの問合せ等には対応しません。

#### **第 18 条（権利帰属）**

1. 本サービスに関する著作権その他の知的財産権は、すべて当社または当社に利用を許諾する権利者に帰属します。契約者は、本サービスが予定している利用態様を超えて、本コンテンツや本システムを利用することはできません。
2. 契約者は、前条第 1 項の定めによる場合を除き、当社の承諾を得ないで、本コンテンツまたは本サービスを通じて提供されるその他の情報を第三者に利用、使用等させ、または配布、開示等することはできません。

#### **第 19 条（入力データ等の取扱い）**

1. 当社は、本サービスの運営、管理、改善等のために、契約者が本サービスを通じて入力、伝送、提供したデータ、ログ等の情報（以下「入力データ等」といいます。）を利用することがあります。

2. 当社は、入力データ等の毀損、消失等により契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### **第 20 条（本サービスの変更）**

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更または一部廃止することがあります。また、これにともなって本コンテンツや本システムの内容、仕様もしくは機能等を変更、追加もしくは削除等し、または本システムの操作性等に変更が生ずる場合があります。
2. 前項の場合には、当社は、遅滞なく契約者にお知らせします。ただし、軽微な変更等については、この限りではありません。
3. 第 1 項による本サービスの変更等により契約者に損害が生じた場合であっても、当社は、その損害について一切の責任を負いません。

#### **第 21 条（本サービスの提供の中止等）**

1. 当社は、非常変災の場合、停電等が生じた場合、本サービスの提供に必要な電気通信事業等のサービスに中断が生じた場合、システムサーバーに第三者による不正なアクセス等があった場合、当社の責めとならない理由によりサービス設備に故障が生じた場合その他のやむをえない場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
2. 前項の場合には、本サービスの提供を中止した期間中についても、利用料金は発生するものとし、当社は、利用料金の割引、減額、返金等を行いません。

#### **第 22 条（本サービスの利用の制限等）**

1. 当社は、次の場合には、契約者もしくは利用者に本サービスの利用を制限し、もしくは中止していただき、または本サービスの提供の全部もしくは一部を中止することがあります。
  - (1) サービス設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
  - (2) サービス設備の点検、修繕、変更その他やむをえない場合
  - (3) その他、本サービスの運営上必要がある場合
2. 前項の場合には、当社は、あらかじめ契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、第 1 項にもとづいて契約者もしくは利用者に本サービスの利用を制限し、もしくは中止していただき、または本サービスの提供の全部もしくは一部を中止した場合（ただし、前条第 1 項の場合を除きます。）には、次の割引を行って利用料金を算定します。ただし、その原因が契約者の責めとなる理由による場合は、割引をしません。
  - (1) 割引率は、本サービスの利用を制限等した延べ日数が 1 月中に 3 日を超えた場合に、その超えた日数 1 日ごとに利用料金の 1 パーセントとします。



- (2) 前号の延べ日数は、1日のうち午前9時から午後5時までの間に延べ4時間を超えて本サービスの利用を制限等した日を1日として計算します。
4. 前項の定めによって契約者に利用料金の返金が生ずる場合には、当社は、返金に代えて、その返金額を次の料金算定期間に係る利用料金から減額することがあります。なお、当社は、返金について利息を付しません。

### 第23条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社が契約者に対して認めた目的以外で本コンテンツを利用すること
- (2) 有償または無償を問わず、本サービスを第三者に利用させること
- (3) 本サービスを日本国外において利用すること
- (4) システムサーバーに不正にアクセスすること
- (5) サービス設備に過度な負荷をかける行為
- (6) ユーザーID またはそのパスワードを第三者に開示または漏えいすること
- (7) ユーザーID またはそのパスワードを第三者に譲渡、貸与し、または第三者と共用すること
- (8) 本システムを改変、改ざん等し、また本システムの機能利用制限または編集制限を解除すること
- (9) 本システムに対して逆アセンブル、逆コンパイル等のリバースエンジニアリングを行い、または本システムのソースコードを解析等すること
- (10) 本サービスに係る当社または第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利または法律上保護される利益を侵害する行為
- (11) 本サービスを通じて個人情報や電力需給状況等を不正に取得、提供等すること
- (12) 当社に虚偽の情報を提供すること
- (13) 当社または第三者を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を棄損する行為
- (14) 当社による本サービスの運営に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為
- (15) 本サービスを利用する他の契約者等に迷惑を及ぼす行為
- (16) 本サービスや本システムを法令や公序良俗に反する目的、方法等で利用すること
- (17) その他、当社が本サービスの利用上不適切と判断する行為

### 第24条（本サービスの利用停止等）

1. 契約者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、契約者もしくは利用者による本サービスの利用を停止し、または契約者のアカウントを停止もしくは抹消することがあります。
  - (1) 第12条第1項に定める支払期日を経過してなお利用料金を支払わない場合

- (2) 当社に対する利用料金以外の債務（利用契約にもとづく債務に限られません。）を支払わない場合
  - (3) 前条各号に該当する行為があった場合
  - (4) 当社に提供した情報に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (5) その他、本規約に違反した場合
2. 前項の場合には、契約者もしくは利用者による本サービスの利用を停止し、または契約者のアカウントを停止もしくは抹消した期間中についても、利用料金は発生するものとし、当社は、利用料金の割引、減額、返金等を行いません。
  3. 第1項の場合（同項第1号または第2号の場合を除きます。）において当社に損害が生じたときには、それが契約者の責めとならない理由によるものを除き、当社は、その損害を契約者に賠償していただきます。

#### 第25条（免責）

1. 当社は、本コンテンツその他の本サービスの内容に関し、その正確性、完全性、有用性、非侵害性その他について明示的にも黙示的にも一切保証しておらず、契約者、利用者その他の者が本サービスの利用に起因または関連して損害を被った場合であっても、当社は、その損害について、一切の責任を負いません。
2. 当社は、第21条第1項にもとづいて本サービスの提供を中止した場合、第22条第1項にもとづいて契約者もしくは利用者による本サービスの利用を制限し、もしくは中止していただき、もしくは本サービスの提供の全部もしくは一部を中止した場合、または第24条第1項にもとづいて契約者もしくは利用者による本サービスの利用を停止し、もしくは契約者のアカウントを停止もしくは抹消した場合、これらにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
3. 契約者が本サービスの利用に起因もしくは関連して第三者に損害を与え、または契約者と第三者との間に紛争が生じた場合には、契約者は、自己の責任と負担でそれを解決するものとします。
4. 前項の場合において、当社が第三者から苦情、異議申立て、損害賠償の請求等を受けたときは、契約者は、自己の責任と負担で当社を防御、免責するものとします。この場合において、当社に損害が生じたときは、それが契約者の責めとならない理由によるものであるものを除き、当社は、その損害を契約者に賠償していただきます。

#### 第26条（サポート窓口）

当社は、所定のサポート窓口において、本サービスの利用や本システムの故障等に関する契約者からのお問い合わせを受け付けます。サポート窓口の連絡先、受付時間および注意事項等は、当社ウェブサイト (<https://powergrid.chuden.co.jp/>) をご確認ください。

## V 契約の終了

### 第 27 条（契約者による解約）

1. 契約者は、本サービスの利用を終了しようとする場合、契約期間満了の 1 か月前までに、当社に利用契約の解約を申し出るものとします。この場合、契約者が当社所定の様式により解約の手続をした日の属する契約期間が満了したときに、利用契約は終了するものとします。
2. 前項の場合において、契約者が契約期間の満了時とは異なるときに利用契約を終了させることを希望するときは、契約者と当社との協議により利用契約の終了日を定めます。ただし、この場合であっても、利用料金の日割計算または月割計算は行わないものとし、当社は、利用契約の終了後の料金算定期間に相当する利用料金の割引、減額、返金等を行いません。

### 第 28 条（当社による解約）

1. 当社は、次の場合には、契約者に通知または催告することなく、利用契約を解約することがあります。この場合、利用契約は、当社が利用契約を終了させる処置を行ったときに、利用契約は終了するものとします。
  - (1) 第 12 条第 1 項に定める支払期日を経過してなお利用料金を支払わない場合
  - (2) 当社に対する利用料金以外の債務（利用契約にもとづく債務に限られません。）を支払わない場合
  - (3) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けた場合
  - (4) 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形もしくは小切手が不渡りになった場合
  - (5) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、または自ら申立てを行った場合
  - (7) 解散、会社分割、事業譲渡、または合併の決議をした場合
  - (8) 資産または信用状態に重大な変化が生じ、利用契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合
  - (9) その他、(3)ないし(8)に準じる事由が生じた場合
  - (10) 第 23 条各号に該当する行為があった場合
  - (11) 当社に提供した情報に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (12) 第 24 条第 1 項により本サービスの利用を停止され、またはアカウントを停止もしくは抹消された契約者が、当社の定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合

- (13) その他、本規約に違反した場合で、当社が契約者にその改善を求めたにもかかわらず、それに応じていただけない場合、または改善の見込みがない場合
2. 前項の場合、利用料金の日割計算または月割計算は行わないものとし、当社は、利用契約の終了後の料金算定期間に相当する利用料金の割引、減額、返金等を行いません。
  3. 当社は、第1項にもとづいて利用契約を解約した場合、これにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
  4. 第1項の場合（同項第1号または第2号の場合を除きます。）において当社に損害が生じたときには、それが契約者の責めとならない理由によるものであるときを除き、当社は、その損害を契約者に賠償していただきます。

#### 第29条（契約終了後の債権債務関係）

利用契約の契約期間中の料金その他の債権債務は、利用契約の終了によっては終了しないものとします。

#### 第30条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、ただちに利用契約を解約いたします。
  - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
  - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
  - ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
2. 契約者が、自己または第三者を利用して、次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、ただちに利用契約を解約します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 契約者は、自己が将来にわたり前二項に該当しないことを表明・確約いただきます。
4. 当社は、契約者が第1項または第2項に該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、その該当の有無につき、契約者に対して調査を行うことができ、相手方はこれに協力および必要な資料の提供をしなければならないこととします。また、契約者は、自己が第1項または第2項に該当し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、当社に対し、ただちにその旨を通知するものとします。
5. 契約者は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとします。
6. 契約者が前三項の規定に違反した場合は、ただちに利用契約を解約することができるものとします。
7. 当社が利用契約を解約した場合、解約された契約者は、当社に対して損害賠償を請求することができず、また解約により当社に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとします。

## VI その他

### 第31条（機密情報の取扱い）

1. 契約者および当社は、本サービスを通じて知り得た相手方の業務上の情報（以下「機密情報」といいます。）を、本サービスの目的でのみ利用するものとし、利用契約の継続中はもとよりその消滅後においても、相手方の承諾を得ないで、第三者に開示または漏えいしてはならないものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報については、機密情報に含まれません。
  - (1) 知得時にすでに公知であった情報、または知得後に知得者の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
  - (2) 知得時に知得者がすでに保有していた情報
  - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
  - (4) 知得者が知得した情報によらず独自に開発した情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者および当社は、行政機関または司法機関から法令にもとづいて機密情報の開示を求められた場合には、その機密情報を開示することができるものとします。
3. 本条に定める義務は、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。
4. 契約者と当社が機密保持に関する契約を別途締結する場合は、その契約の定めを優先して適用します。

### 第 32 条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスを通じて取得した個人情報を、当社の個人情報保護基本方針およびプライバシーポリシーならびに個人情報保護法その他の関連法令にもとづいて適切に取り扱うものとします。

### 第 33 条（委託）

1. 当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。
2. 第 31 条第 1 項の定めにかかわらず、当社は、前項の委託先に対し、委託の目的に必要な範囲で機密情報を開示することができるものとします。この場合、当社は、前項の委託先に第 31 条と同等の機密保持義務を負わせるものとします。

### 第 34 条（賠償額の範囲および上限）

1. 利用契約に起因または関連して当社が賠償責任を負う場合、その理由または請求原因を問わず、当社が責任を負う賠償額は、1 料金算定期間の利用料金の金額を上限とするものとします。ただし、当社の故意または重大な過失により契約者に生じた損害については、この限りではありません。
2. 当社は、契約者に生じた特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害または逸失利益について、一切の責任を負いません。

### 第 35 条（契約上の地位の譲渡等）

1. 契約者は、当社の承諾を得ないで、利用契約にもとづく権利義務または利用契約上の地位を第三者に譲渡し、担保に供し、その他一切の処分をすることはできません。
2. 契約者は、当社が本サービスに係る事業を第三者に譲渡する場合には、当該譲渡にともなって利用契約にもとづく権利義務および契約上の地位を当該第三者に承継することを、あらかじめ承諾するものとします。

### 第 36 条（お知らせおよび通知等）

2. 当社の契約者に対するお知らせは、当社ウェブサイト (<https://powergrid.chuden.co.jp/>) に掲載することにより行います。ただし、当社が重要と判断するお知らせについては、当該掲載に加えて電子メールその他の当社が適切と判断する方法で行うことがあります。
3. 契約者と当社との間の通知または連絡（以下「通知等」といいます。）は、電子メールその他の当社が適切と判断する方法で行うものとします。

4. 当社は、契約者が当社所定の方法により当社に提供した連絡先が有効なもののみならず、当該連絡先にあててお知らせまたは通知等を行います。この場合、当社からのお知らせまたは通知等は、その発信時に契約者に到達したものとみなします。

#### **第 37 条（本規約の有効性）**

1. 本規約の一部の定めが無効となった場合でも、本規約のその他の定めは有効に存続するものとします。
2. 本規約の全部または一部の定めが一部の契約者との間で無効となった場合でも、その他の契約者との間では有効に存続するものとします。

#### **第 38 条（合意管轄）**

利用契約に関連して契約者と当社との間で生じた一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（附則）

#### **第 1 条（実施期日）**

本規約は、2024 年 6 月 1 日から実施します。